

平成 24 年 1 月 31 日
株式会社東京証券取引所グループ

定例記者会見資料

- 1 . 平成 24 年 3 月期 第 3 四半期決算について
- 2 . 国際的な動向を踏まえた ETF 等市場の活性化及び信頼性向上に向けた上場制度の整備等について

以 上

PRESS RELEASE

東京証券取引所グループ プレスリリース



株式会社東京証券取引所グループ
〒100-8024 東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel: 03-3666-1361 (代表)

TOKYO STOCK EXCHANGE GROUP, INC.
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku, Tokyo 100-8024, Japan
Tel: +81-3-3666-1361
URL: <http://www.tse.or.jp/>

平成 24 年 1 月 31 日

各 位

平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算について

当社の平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算につきまして、別紙のとおりお知らせします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社 東京証券取引所グループ
経営企画部（報道）
TEL: 03 - 3666 - 1361（代表）

連 結 損 益 の 状 況

	23年3月期 第3四半期	24年3月期 第3四半期	増減	前年同期比
	百万円	百万円	百万円	%
営 業 収 益	42,105	39,094	△ 3,011	△ 7.2
取引参加料金	15,669	14,584	△ 1,085	△ 6.9
上場関係収入	7,377	5,506	△ 1,871	△ 25.4
情報関係収入	8,273	8,347	74	0.9
証券決済関係収入	5,349	4,960	△ 389	△ 7.3
その他の	5,434	5,695	260	4.8
営 業 費 用	32,488	33,104	616	1.9
人件費	8,421	8,538	117	1.4
不動産賃借料	4,300	4,004	△ 295	△ 6.9
システム維持・運営費	4,843	4,349	△ 494	△ 10.2
減価償却費	7,867	8,547	680	8.6
その他の	7,056	7,664	607	8.6
営 業 利 益	9,616	5,989	△ 3,627	△ 37.7
営 業 外 収 益	1,777	1,595	△ 182	△ 10.3
受取利息及び配当金	894	829	△ 64	△ 7.2
持分法による投資利益	738	723	△ 15	△ 2.1
その他の	144	42	△ 102	△ 70.7
営 業 外 費 用	55	56	1	2.8
支払利息	45	39	△ 5	△ 12.8
その他の	9	17	7	75.4
経 常 利 益	11,339	7,527	△ 3,811	△ 33.6
特 別 利 益	137	-	△ 137	△ 100.0
特 別 損 失	241	0	△ 241	△ 99.9
税金等調整前四半期純利益	11,234	7,527	△ 3,707	△ 33.0
法人税等	4,458	3,301	△ 1,157	△ 26.0
少数株主利益	△ 120	△ 93	26	-
四 半 期 純 利 益	6,897	4,320	△ 2,577	△ 37.4



平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成24年1月31日

会社名 株式会社 東京証券取引所グループ

上場取引所 —

コード番号 —

URL <http://www.tse.or.jp/>

代表者 (役職名) 取締役兼代表執行役社長 (氏名) 齊藤 惇

問合せ先責任者 (役職名) 渉外広報部長 (氏名) 丸山 顕義

(TEL) 03 (3666) 1361

四半期報告書提出予定日 —

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有・無

四半期決算説明会開催の有無 : 有・無

(百万円未満切捨て)

1. 平成24年3月期第3四半期の連結業績(平成23年4月1日～平成23年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
24年3月期第3四半期	39,094	△ 7.2	5,989	△ 37.7	7,527	△ 33.6	4,320	△ 37.4
23年3月期第3四半期	42,105	△ 8.5	9,616	△ 19.3	11,339	△ 20.5	6,897	—

(注) 包括利益 24年3月期第3四半期 291 百万円 (△96.3%) 23年3月期第3四半期 7,897 百万円 (-%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
24年3月期第3四半期	1,899.98	—
23年3月期第3四半期	3,033.38	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
24年3月期第3四半期	358,166 (137,786)	122,334 (104,967)	33.4 (74.2)
23年3月期	514,405 (145,325)	124,782 (107,414)	23.7 (71.9)

(参考) 自己資本 24年3月期第3四半期 119,545 百万円 23年3月期 121,888 百万円

(注) ①総資産欄の()内は、総資産から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信託金特定資産及び違約損失積立金特定資産(以下、特定資産という。)を控除して算出した数値であります。

②純資産欄の()内は、純資産から違約損失積立金(※)を控除して算出した数値であります。

③自己資本比率欄の()内は、資産合計から特定資産、また純資産から違約損失積立金(※)を控除して算出した数値であります。

※資産の部の違約損失積立金特定資産と同額を、違約損失積立金として純資産の部に計上しております。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
23年3月期	—	—	—	1,200.00	1,200.00
24年3月期	—	—	—	—	—
24年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : —

3. 平成24年3月期の連結業績予想(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : —

4. その他

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 有・無

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 一社(社名) 除外 一社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

24年3月期3Q	2,300,000 株	23年3月期	2,300,000 株
24年3月期3Q	26,260 株	23年3月期	26,260 株
24年3月期3Q	2,273,740 株	23年3月期3Q	2,273,740 株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

- ・この四半期決算短信は、金融商品取引法に準ずる四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に準ずる四半期連結財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

- ・当社は非上場のため、四半期報告書提出予定日及び配当・業績予想を記載していません。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 連結経営成績に関する定性的情報	2
(2) 連結財政状態に関する定性的情報	6
2. サマリー情報（その他）に関する事項	6
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	6
(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	6
3. 四半期連結財務諸表	7
(1) 四半期連結貸借対照表	7
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	9
(3) 継続企業の前提に関する注記	11
(4) 注記事項	11
・ 四半期連結貸借対照表関係	11
・ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係	12
・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	12

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 連結経営成績に関する定性的情報

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年12月31日）の連結業績は、東日本大震災の影響や欧州債務問題への懸念等により市況が低迷する中において、取引参加料金や上場関係収入が減少したことなどから、営業収益は390億94百万円（前年同期比7.2%減）、営業費用は331億4百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は59億89百万円（前年同期比37.7%減）となりました。

また、経常利益は75億27百万円（前年同期比33.6%減）、税金等調整前四半期純利益は75億27百万円（前年同期比33.0%減）、税金等調整後の四半期純利益は43億20百万円（前年同期比37.4%減）となりました。

<参考>

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
		前第3四半期連結累計期間末 (平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間末 (平成23年12月31日)
TOPIX	803.12ポイント ～998.90ポイント	898.80ポイント	706.08ポイント ～874.34ポイント	728.61ポイント
時価総額	276兆7,515億円 ～341兆6,118億円	310兆4,516億円	247兆5,013億円 ～303兆5,304億円	255兆8,553億円

(営業収益の状況)

①取引参加料金

取引参加料金は、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、株券等の売買代金及び派生商品の取引高に応じた「取引料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の取引参加料金は、株券の売買代金が前年同期よりも減少したことなどから、前年同期比6.9%減の145億84百万円となりました。

・取引参加料金の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	増減 (%)
取引参加料金	15,669	14,584	△6.9
基本料	653	637	△2.5
取引料	12,027	10,812	△10.1
アクセス料	1,888	1,959	3.8
売買システム施設利用料	1,083	1,157	6.8
その他	17	17	3.3

<参考>

・株券の売買代金及び派生商品の取引高

	1 日 平 均			期 間 合 計		
	前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減 (%)	前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減 (%)
株券売買代金 (百万円) ※	1,452,766	1,271,799	△12.5	268,761,620	235,282,864	△12.5
TOPIX先物 取引高 (単位)	58,751	57,028	△2.9	10,868,902	10,550,087	△2.9
長期国債先物 取引高 (単位)	33,816	27,769	△17.9	6,256,010	5,137,286	△17.9

※ 株式会社東京証券取引所における市場第一部、第二部及びマザーズに係る売買代金。

②上場関係収入

上場関係収入は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当第3四半期連結累計期間の上場関係収入は、前年同期と比べて上場会社の資金調達の場合・規模が減少したことなどから、前年同期比25.4%減の55億6百万円となりました。

・上場関係収入の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減 (%)
上場関係収入	7,377	5,506	△25.4
新規・追加上場料	3,329	1,482	△55.5
年間上場料	4,047	4,024	△0.6

<参考>

・上場会社数並びにETF、ETN及びREITの上場銘柄数

(単位：社)

	新規上場会社数			上場会社数		
	前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減	前第3四半期 連結累計期間末 (平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間末 (平成23年12月31日)	増減
市場第一・二部	16 (5)	26 (8)	10 (3)	2,111	2,112	1
マザーズ	4 (0)	10 (0)	6 (0)	181	178	△3
合計	20 (5)	36 (8)	16 (3)	2,292	2,290	△2

(単位：銘柄)

	新規上場銘柄数			上場銘柄数		
	前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減	前第3四半期 連結累計期間末 (平成22年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間末 (平成23年12月31日)	増減
ETF	11	5	△6	97	106	9
ETN	-	10	10	-	10	10
REIT	1(0)	0(0)	△1(0)	35	34	△1

(注) ()内は、新規上場会社・新規上場銘柄のうち、合併や株式移転等により設立された会社・銘柄の新規上場(テクニカル上場)に係る会社・銘柄数。

・上場会社の資金調達額

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	増減 (%)
	上場会社の資金調達額	3,031,720	919,303

(注) 株式会社東京証券取引所における株主割当、公募(新規上場時の公募を含む。)、第三者割当、優先株式、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の権利行使による資金調達の合計金額。

③情報関係収入

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収入（相場情報料）を中心に、コーポレートアクション情報をはじめとする各種情報の提供及び指数ビジネスに係る収入等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の情報関係収入は、相場情報料が増加したことなどから、前年同期比0.9%増の83億47百万円となりました。

④証券決済関係収入

証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の証券決済関係収入は、株券の売買代金が前年同期よりも減少したことなどから、前年同期比7.3%減の49億60百万円となりました。

⑤その他の営業収益

その他の営業収益は、株式会社東京証券取引所の売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐネットワーク回線であるarrownetに係る利用料（arrownet利用料）及び売買執行の高速化等を目的として、同社のシステムセンター内に取引参加者が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料（コロケーション利用料）、国内及びアジア市場等とのコネクティビティを多様化し、また情報ベンダーなど取引参加者以外の市場関係者の方々も利用できるプロキシミティサービスに係る利用料（プロキシミティ利用料）並びに株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収入等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間のその他の営業収益は、株式会社東証システムサービスにおいてシステム開発収入が増加したことなどから、前年同期比4.8%増の56億95百万円となりました。

(営業費用の状況)

当第3四半期連結累計期間の人件費は、前年同期比1.4%増の85億38百万円となりました。

不動産賃借料は、東京証券取引所ビルやシステムの開発・運営拠点に係る賃借料等から構成されます。当第3四半期連結累計期間の不動産賃借料は、東京証券取引所ビルの賃借料が改定されたことなどから、前年同期比6.9%減の40億4百万円となりました。

システム維持・運営費は、株券等の売買システムであるarrowheadをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。当第3四半期連結累計期間のシステム維持・運営費は、コストダウンの推進などから、前年同期比10.2%減の43億49百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間の減価償却費は、先物取引のTex+システムへの移行に伴い、旧システムを償却したことなどから、前年同期比8.6%増の85億47百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間のその他の営業費用は、株式会社東証システムサービスにおけるシステム開発原価が収入計上に伴い増加したことなどから、前年同期比8.6%増の76億64百万円となりました。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

(資産、負債及び純資産の状況)

資産及び負債には、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等（売買・取引証拠金、清算基金及び決済促進担保金から構成されます。当第3四半期連結会計期間末の合計額2,026億93百万円）、信託金（当第3四半期連結会計期間末3億18百万円）、取引参加者保証金（当第3四半期連結会計期間末35億37百万円）及び違約損失積立金（当第3四半期連結会計期間末173億67百万円）が計上されております。そのうち清算預託金等については、多額かつ清算参加者のポジションや株価の変動などにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、清算預託金等の変動に大きな影響を受けることとなります（当該資産及び負債については、3. 四半期連結財務諸表－（4）注記事項－（四半期連結貸借対照表関係）－※3「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

当第3四半期連結会計期間末の資産は、清算預託金等が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,562億39百万円減少し、3,581億66百万円となりました。また、資産から、清算預託金等、信託金及び違約損失積立金を控除した後の資産は、シンガポール取引所株式の株価の変動に伴い投資有価証券が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ75億39百万円減少の1,377億86百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、清算預託金等が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,537億91百万円減少し、2,358億31百万円となりました。また、負債から、清算預託金等、信託金及び取引参加者保証金を控除した後の負債は、前連結会計年度末に計上した未払法人税等が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ55億17百万円減少し、292億81百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、シンガポール取引所株式の株価の変動等に伴い前連結会計年度末に比べ24億47百万円減少し、1,223億34百万円となりました。また、違約損失積立金を控除した後の純資産は、1,049億67百万円となりました。

2. サマリー情報（その他）に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の見積りの変更) 当社は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、第1四半期連結会計期間において耐用年数の見直しを行っております。 これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,727百万円減少しております。 また、当第3四半期連結会計期間において、当該固定資産の一部を除却したことから、税金等調整前四半期純利益は250百万円減少しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

3. 四半期連結財務諸表
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 61,101	※3 62,373
営業未収入金	4,940	5,155
仕掛品	253	1,435
売買・取引証拠金特定資産	※3 246,910	※3 108,093
清算基金特定資産	※3 81,967	※3 66,390
決済促進担保金特定資産	※3 22,510	※3 28,210
その他	2,958	2,132
貸倒引当金	△12	△3
流動資産合計	420,629	273,787
固定資産		
有形固定資産	7,998	7,085
無形固定資産	23,373	21,195
投資その他の資産		
投資有価証券	35,505	29,298
信託金特定資産	※3 325	※3 318
違約損失積立金特定資産	※3 17,367	※3 17,367
その他	9,391	9,308
貸倒引当金	△184	△195
投資その他の資産合計	62,404	56,097
固定資産合計	93,776	84,378
資産合計	514,405	358,166

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,195	2,307
短期借入金	17,570	17,570
未払法人税等	3,132	1,139
賞与引当金	1,014	378
役員賞与引当金	292	26
預り売買・取引証拠金	※3 246,910	※3 108,093
預り清算基金	※3 81,967	※3 66,390
預り決済促進担保金	※3 22,510	※3 28,210
預り取引参加者保証金	※3 3,112	※3 3,537
その他	1,722	1,889
流動負債合計	380,427	229,542
固定負債		
退職給付引当金	5,340	5,388
預り信託金	※3 325	※3 318
その他	3,529	581
固定負債合計	9,195	6,288
負債合計	389,623	235,831
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金	25,358	25,358
利益剰余金	※3 83,621	※3 85,213
自己株式	△4,332	△4,332
株主資本合計	116,147	117,739
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,740	1,806
その他の包括利益累計額合計	5,740	1,806
少数株主持分	2,893	2,789
純資産合計	124,782	122,334
負債純資産合計	514,405	358,166

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
営業収益		
取引参加料金	15,669	14,584
上場関係収入	7,377	5,506
情報関係収入	8,273	8,347
証券決済関係収入	5,349	4,960
その他	5,434	5,695
営業収益合計	42,105	39,094
営業費用		
人件費	8,421	8,538
不動産賃借料	4,300	4,004
システム維持・運営費	4,843	4,349
減価償却費	7,867	8,547
その他	7,056	7,664
営業費用合計	32,488	33,104
営業利益	9,616	5,989
営業外収益		
受取利息	108	84
受取配当金	785	744
持分法による投資利益	738	723
その他	144	42
営業外収益合計	1,777	1,595
営業外費用		
支払利息	45	39
株式交付費	6	15
その他	3	1
営業外費用合計	55	56
経常利益	11,339	7,527
特別利益		
過年度損益修正益	132	—
その他	5	—
特別利益合計	137	—
特別損失		
固定資産除却損	214	0
その他	27	—
特別損失合計	241	0
税金等調整前四半期純利益	11,234	7,527
法人税等	4,458	3,301
少数株主損益調整前四半期純利益	6,776	4,226
少数株主損失(△)	△120	△93
四半期純利益	6,897	4,320

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,776	4,226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,121	△3,934
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△0
その他の包括利益合計	1,121	△3,934
四半期包括利益	7,897	291
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,018	385
少数株主に係る四半期包括利益	△120	△93

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<p>1 保証債務 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 3,308百万円 (株) I C J の金融機関からの借入に対する債務保証 36百万円</p> <hr/> <p>計 3,344百万円</p>	<p>1 保証債務 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 3,122百万円 (株) I C J の金融機関からの借入に対する債務保証 20百万円</p> <hr/> <p>計 3,142百万円</p>
<p>2 係争事件 平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。 当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。</p>	<p>2 係争事件 同左</p>
<p>※3 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債 当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等(売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金)の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を</p>	<p>※3 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債 当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。 また、代用有価証券の当第3四半期連結会計期間末</p>

示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	85百万円
②取引証拠金代用有価証券	793,546百万円
③清算基金代用有価証券	187,621百万円
④決済促進担保金代用有価証券	100,090百万円
⑤信認金代用有価証券	1,386百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(同社の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、2,319百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所(現物についてはほかの取引所も含む。)が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	16百万円
②取引証拠金代用有価証券	675,030百万円
③清算基金代用有価証券	168,276百万円
④決済促進担保金代用有価証券	66,650百万円
⑤信認金代用有価証券	1,119百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(同社の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当第3四半期連結会計期間末日現在の時価は、1,524百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所(現物についてはほかの取引所も含む。)が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の四半期連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	7,907百万円	8,630百万円

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

国際的な動向を踏まえた E T F 等市場の活性化及び信頼性向上に向けた上場制度の整備等について

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

株式会社東京証券取引所

趣旨

E T F 等¹は、投資者にとって多様な資産に簡便に投資する利便性の高い手段として、国際的にその多様化が進展するとともに、市場規模も急速に拡大しています。近時、諸外国の取引所においては、レバレッジ型・インバース型指標など伝統的な指標に留まらない様々な新しい指標に連動することを目的とする E T F 等が上場され、活発な取引が行われています。我が国の金融・資本市場の国際競争力を維持・向上させるためには、国際的な整合性を確保しつつ、投資者への魅力ある投資対象となる金融商品を提供する環境を整備していくことが必要であり、当取引所においても、投資者保護を図るための方策を講じた上で、レバレッジ型・インバース型指標への連動を目的とする E T F 等の上場を可能とする制度整備を行うこととします。

その一方で、近時、諸外国においては、一部の E T F に関する組成形態のあり方やその組成形態に起因する信用リスクについて国際的な議論も進展しているところです。当取引所としては、こうした動向を踏まえ、一定の信用リスクを有する E T F について上場後においても継続的に信用状況等に関する管理体制の確保が求められることを明確化するほか、継続的な開示の枠組みや上場廃止基準を整備するなど、E T F 市場の健全な成長の促進と一層の信頼性の向上を図ることを目的とした対応を行うこととします。また、このほか、株式会社証券保管振替機構における株式等振替制度において受益権の併合又は分割の取扱いが可能となることなどを踏まえ、当取引所においても所要の対応を行うことにより、E T F 等市場の更なる信頼性向上及び活性化に向けた制度整備を図ることとします。

概要

項 目	内 容	備 考
1. レバレッジ型・インバース型指標に連動する E T F 等の上場制度の整備	・ある指標（以下「原指標」といいます。）の騰落に一定の掛け目を乗じることなどにより、当該原指標の騰落を増幅又は反転させた指標であるレバレッジ型・インバース型指標（以下「新指標」といいます。）に連動することを目的とする E T F 等の上場にあたっては、以下の基準を適用することとします。	・「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします。 ・新指標（例えば、T O P I X レバレッジ（2 倍）指数）は原指標（例えば、T O P I X）を基に算出する指標ですが、原指標の騰落を一定の基準で変化させた指標であり、必ずしも原指標そのものとの連動について求めるものではありません。

¹ E T F（上場投資信託）及び E T N（指標連動証券）のことをいいます。

項 目	内 容	備 考
<p>(1) 新指標の適格指標の要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新指標の適格指標の要件は、既存の指標の要件にかかわらず、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> - 新指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものではないこと。 - 新指標及びその算出方法が公表されているものであること。 - 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を新指標の変動率に一致させるための運用として必要なデリバティブ取引又は商品デリバティブ取引を行う際には、その取引が円滑に行われると見込まれること。 - 原指標が、次の要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の有価証券上場規程第 1 1 0 4 条第 1 項第 2 号 d の (a) ~ (e) に適合すること。 ・ 既に別の指標の騰落を増幅させた又は反転させた指標ではないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が当取引所が定める呼値の制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。 ・ レバレッジ型・インバース型指標以外の指標に連動する E T F 等の適格指標の要件については、従前どおりとします。 ・ 新指標の要件は、現行の有価証券上場規程第 1 1 0 4 条第 1 項第 2 号 d を参考としていますが、新指標は、原指標の騰落に一定の掛け目を乗じることなどにより算出するため、「価格に係る指標」には該当しないこととなり、したがって、同号 d のうち (b) (c) (e) (f) は、適用されない要件となります。 ・ E T N については適合を求めません。 ・ 原指標についても、既存の指標と同様の要件を求めます。なお、原指標に基づく E T F 等が組成されていることは求めません。

項目	内容	備考
(2) ディスクロージャーの充実及び注意喚起の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・原指標に係るデリバティブ取引等が上場市場（類似市場を含みます。）において取引されているなど²、公正な価格形成メカニズムを有するものであること。 ・新指標等に連動することを目的とするETF等については、日々開示において新指標の特徴等に関する事項の記載を求めるなど、ディスクロージャーの充実を図ることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、以下の観点から投資者に対する充実した説明を求めることとし、TDnetにおいて開示を行うものとします。 <ul style="list-style-type: none"> - 新指標の算出における特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・原指標との相違 ・新指標の特性 - 新指標における留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・原指標との利益・損失の違い ・留意すべき投資スタイル等 ・有価証券届出書等の法定開示書類においても上記観点からの投資者に対する説明が行われていることを上場審査の過程で個別に確認します。
2. 信用リスクを有するETFの信頼性向上に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆるリンク債）や、指標に連動する投資成果を保証する契約（いわゆるOTCスワップ契約）に係る権利³を投資信託財産等に組み入れることによって指標に連動することを目的とするETFについて、一定の信用リスクを有するETFとして、以下のとおり、上場制度上の対応を行 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の信用リスクを有するETF（以下「指標連動有価証券等組入型ETF」といいます。）について、有価証券上場規程上、新たな定義を設けます。

² 例えば、原指標が有価証券（株券、債券、REIT等）又はデリバティブ取引（商品デリバティブ取引を除きます。）の価格である新指標にあつては、原指標に係るデリバティブ取引（原指標がデリバティブ取引の価格で構成される場合は当該デリバティブ取引を含みます。）が上場市場において取引されていること、原指標が商品又は商品デリバティブ取引の価格に係る新指標にあつては、原指標を構成する資産（当該資産に係るデリバティブ取引を含みます。）が組織された市場において取引されていることが挙げられます。

³ OTCスワップ契約に係る権利は、金融商品取引法第2条第2項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限りません。

項 目	内 容	備 考
<p>(1) カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等の確保</p> <p>(2) カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に係る報告及び公衆縦覧</p> <p>(3) カウンター・パーティーの財務状況等に関する開示項目の明確化</p>	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社は、カウンター・パーティー⁴の信用状況等に関する管理体制その他の体制の適切な整備に努める旨の行動規範を新設することとします。 ・ 指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社は、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に係る報告書を提出することとします。 ・ 当該報告書は、当取引所ホームページにおいて公衆の縦覧に供することとします。 ・ 指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、カウンター・パーティーの財務状況等に関する以下の項目について適時開示を求めるとします。 <ul style="list-style-type: none"> - カウンター・パーティーの格付又は投資信託財産等の組入対象の債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも新規上場時において、信用状況等に関する管理体制その他の体制が適切に整備されていることを上場審査上求めています。上場後も継続的に体制整備が求められることを明確化するものです。 ・ 具体的には、以下の事項の記載を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> - カウンター・パーティーの選定基準 - カウンター・パーティーの財務状況等に係る管理体制 - 信用リスク顕在化時の運用資産の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制 - カウンター・パーティーに関する情報の配信方法等 ・ 報告書の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容が軽微であると当取引所が認める場合を除き、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとします。 ・ これまでも格付変更やカウンター・パーティーの財務状況等に関する重要な事実についての適時開示を求めてきましたが、その内容を明確化するものです。

⁴ 投資信託財産等の組入対象の有価証券の発行者又は契約の相手方のことをいい、保証者がある場合にあっては当該保証者に読み替え等を行うこととします。

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 上場廃止基準の整備</p>	<p>券格付の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> - 債務超過、継続企業の前提に関する事項の注記 - 有価証券報告書等の不適正意見又は意見不表明 - 事業活動（銀行取引）の停止、解散、破産等 - 期限の利益の喪失 - その他カウンター・パーティーの財務状況等に関する重要な事実 <p>・ 指標連動有価証券等組入型 E T F にあつては、以下のいずれかに該当する場合、その上場を廃止することとします。</p> <p>〔継続的な運用が行われなくなったと認められる場合の上場廃止〕</p> <ul style="list-style-type: none"> - カウンター・パーティーの財務状況等が悪化した一定の場合であつて、当取引所が該当したと認める日から1年を経過する日までの間に、その投資信託財産等の組入対象となる有価証券又は契約に係る権利が、当該カウンター・パーティーが発行する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方とする契約に係る権利以外の資産に変更されないとき <p>〔信用状況等に関する管理体制が整備されなくなった場合の上場廃止〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンター・パーティーの財務状況等が悪化した一定の場合とは、カウンター・パーティー等が以下のいずれかに該当する場合のことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> - 債務超過、継続企業の前提に関する事項の注記 - 有価証券報告書等の不適正意見又は意見不表明 - 事業活動（銀行取引）の停止、解散、破産等 - 期限の利益の喪失 - その他カウンター・パーティーの財務状況が急激に悪化したと当取引所が認める場合 ・ 1年を経過する日まで又は当該状態が解消されるまでの間は、上場廃止猶予期間として公表・注意喚起を行うこととします。ただし、当取引所が上場廃止猶予期間を経過することが適当でないとしたときは、当取引所がその都度定めるところによりその上場を廃止するものとします。

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> - 運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のためのカウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該管理体制等が管理会社において整備されなくなった場合において、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合はこの限りではないものとしします。
3．受益権等の併合又は分割	<ul style="list-style-type: none"> ・受益権等⁵の併合又は分割について、以下の対応を行うこととします。 - 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者等⁶の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権等の併合又は分割を行わない旨の遵守事項を新設することとします。 - 受益権等の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実及びその他の必要な事項について適時開示を求めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T N及び R E I T についても同様の手当てを行います。 ・ 効力発生日等の取扱いは株券同様とします。
4．その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	

実施時期（予定）

- ・ 平成 2 4 年 3 月上旬を目途に実施します。
- ・ 施行日において現に上場されている指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社は、「カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に係る報告書」を平成 2 4 年 6 月 3 0 日までに当取引所に提出するものとしします。

以 上

⁵ E T F の受益権及び投資口をいいます。

⁶ E T F の受益権に係る受益者及び投資口に係る投資主のことをいいます。